

下野上スマートコミュニティ整備事業

優先交渉権者決定基準

令和4年7月11日

大熊町

目次

1 審査の概要	1
(1)優先交渉権者決定基準の位置付け	1
(2)基本的な考え方	1
(3)審査委員会の設置	1
(4)審査全体の流れ	1
2 一次審査(参加資格審査)の内容と方法	3
3 二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)	3
(1)基礎審査	3
(2)価格審査・実績審査	3
(3)ヒアリング対象者の選定	3
4 三次審査(技術提案審査)の内容と方法	3
5 定性的評価点の算出方法	4
6 総合評価点の算出方法	4
7 優先交渉権者、次点交渉権者の選定	4
8 提案内容の位置づけ	4

1 審査の概要

(1) 優先交渉権者決定基準の位置付け

本優先交渉権者決定基準は、町が本事業の優先交渉権者を決定するに当たって、最も優れた者を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、本事業に係る実施要領及び要求水準書等と一体のものとして扱う。

(2) 基本的な考え方

優先交渉権者の選定方法は、本事業の実施に係る実施設計、工事監理及び整備工事に関する技術やノウハウが求められることから、技術提案書の内容(以下、「提案内容」という。)について総合的に評価する公募プロポーザル方式を採用する。

(3) 審査委員会の設置

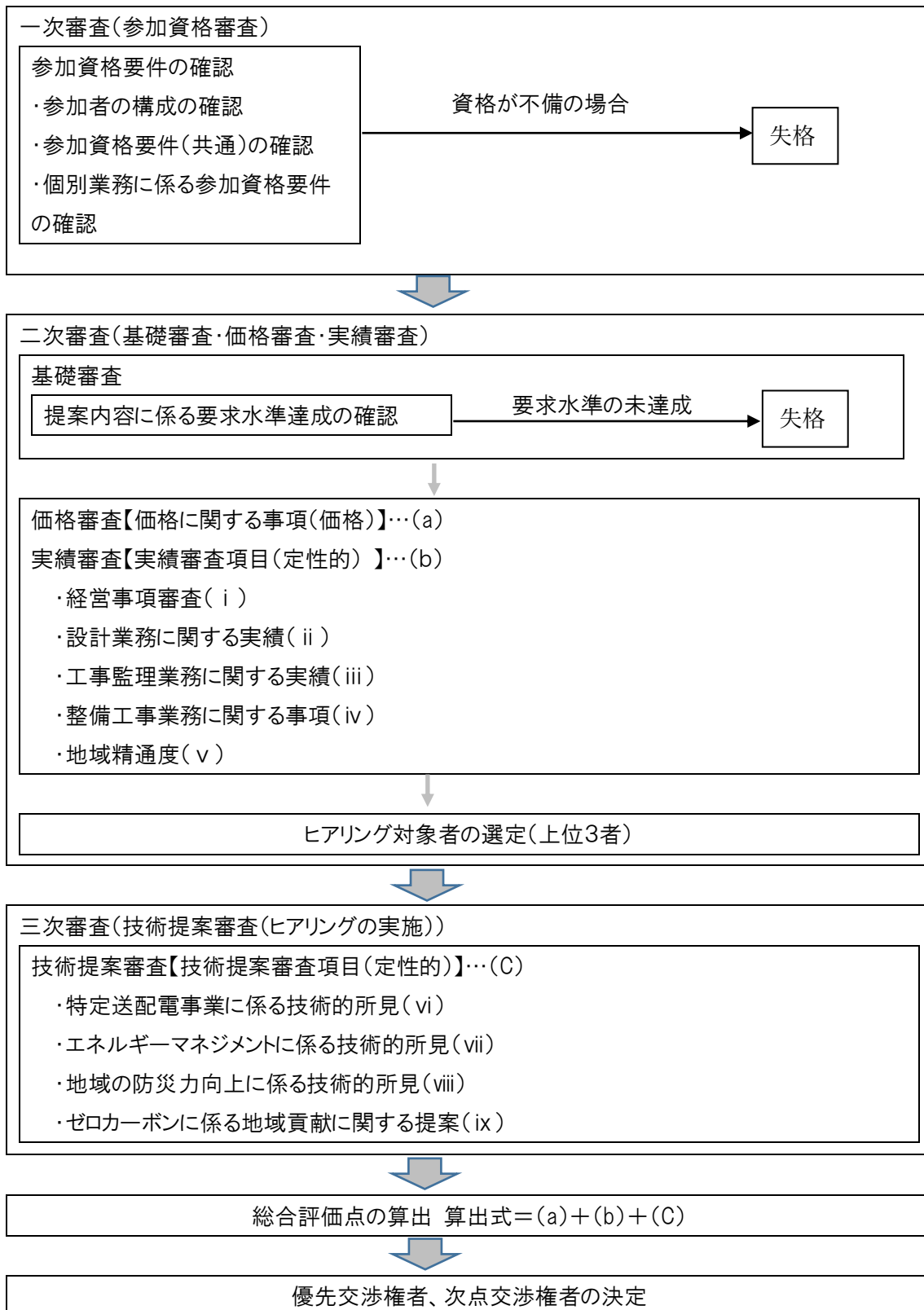
技術提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保したうえで、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、町は、外部有識者等を含む6名の委員(以下「審査委員」という。)により構成される「下野上スマートコミュニティ整備事業設計・施工・工事監理公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、技術提案書の審査を行う。

(4) 審査全体の流れ

一次審査(参加資格審査)として、全ての参加者に対して資格要件の審査を実施する。一次審査通過者に対しては、二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)として、基礎審査を経て価格及び実績に係る審査を実施する。

さらに、二次審査通過者に対しては、三次審査(技術提案審査)として、技術提案に係る審査を実施する(図1参照)。

■ 図1 審査の流れ



2 一次審査(参加資格審査)の内容と方法

町は、参加者が参加資格要件を備えているか否かを、参加資格確認申請書等の一次審査に関する提出書類を基に確認する。

資格不備の場合は、当該参加者を失格とする。

3 二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)

(1)基礎審査

町は、提出された二次審査及び三次審査書類の記載内容について、本事業の基本的条件及び要求水準を充足しているか確認する。その結果、充足していないと判断される場合は、当該提出書類の提出者に必要に応じて確認のうえ、失格とする。

要求水準の達成確認を行うにあたり、一次審査通過者から提出された提案書類に疑義がある場合には、一次審査通過者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

(2)価格審査・実績審査

ア 価格の確認

(ア)価格算出方法等の確認

a .確認方法

一次審査通過者から提案された価格について、実施要領等で示す前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて次項に定める内容を確認する。

価格の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否か判断する。

b .確認項目及び内容

確認項目及び内容は次のとおりである。

■表1 価格審査の確認項目

項目	内容
前提条件の反映に関する確認	・消費税及び地方消費税を除いた額で計算されているか
算出方法の確認	・実施設計、工事監理及び建設整備工事の各業務で見積もられている費用を基に適正に算出されているか

(イ)価格点の算出方法

価格点は、一次審査通過者の価格を次の算式により換算し、得点を付与する。得点化の際は、有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

■価格点の算出式

一次審査通過者Aの価格評価点(価格点) $=60 \times (\text{一次審査通過者中の最低価格} / \text{一次審査通過者Aの価格})$

イ 実績の確認

実績審査では、表3「実績審査項目」に基づき、一次審査通過者の過去10年(基準日は、参加表明書の提出日とする。)の実績を審査し、得点を付与する。

(3)ヒアリング対象者の選定

上記の通り、価格及び実績を評価し順位づけを行い、二次審査通過者上位3者を選定する。なお、同点により3者以上となった場合は、当該者全てを選定するものとする。

4 三次審査(技術提案審査)の内容と方法

技術提案審査項目については、表4「技術提案審査項目」に示す審査項目及び主な評価の視点に基づき、審査委員が二次審査通過者の技術提案内容をヒアリングにて審査し、表2「得点化基準」に従い得点化する。

■表2 得点化基準

評価区分	評価区分の考え方	得点化方法
A	具体的な提案があり、かつ内容が特に優れている	配点×1.00
B	具体的な提案があり、かつ内容が優れている	配点×0.70
C	具体的な提案があり、特に優れた内容ではない	配点×0.40
D	要求水準は満たしているが、具体的提案や優れた提案はない	配点×0.00

なお、得点化にあたっては、各審査委員が付与した得点を平均化することにより算出する。有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

ただし、技術提案審査の得点は72点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

本審査においてはパワーポイントの使用は可能とするが、提出資料に掲載のない事項のプレゼンテーションを行うこと、提出資料に掲載のない写真等を用いてプレゼンテーションを行うことは禁止とする。

ヒアリング審査の実施時期については、9月上旬頃に大熊町役場(福島県双葉郡大熊町大川原南平1717)での実施を予定している。詳細の時間・場所は令和4年8月26日(金)以降に通知する。ただし、予期せぬ理由等により、開催方法、開催日時を変更する場合がある。

ヒアリング審査当日のプレゼンテーション時間、出席人数、機器等の準備については、開催日時の通知と合わせて別途通知する。なお、採点・審査は非公開とする。

5 定性的評価点の算出方法

定性的評価点は、3の(2)イにおける実績審査による得点と、4の技術提案審査の得点の合計により算出する。

$$\begin{aligned} \text{定性的評価点} &= \text{実績審査による得点} + \text{技術提案審査による得点} \\ 240\text{点満点} &= 60\text{点満点} + 180\text{点満点} \end{aligned}$$

6 総合評価点の算出方法

総合評価点は、5 定性的評価点により算出する。

$$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= \text{定性的評価点} + \text{価格点} \\ 300\text{点満点} &= 240\text{点満点} + 60\text{点満点} \end{aligned}$$

7 優先交渉権者、次点交渉権者の選定

町は、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

総合評価点が最も高い者が2以上あるときは、技術提案審査による得点が最も高い者を優先交渉権者とし、これも同点の場合には来庁のうえ該当者によるくじ引きにより優先交渉権者を選定する。

なお、町と優先交渉権者との間で事業実施協定書の合意に関する交渉が整わない場合に、優先交渉権者の次に優れた提案を行った者と交渉を行うため、次点交渉権者を選定する。

8 提案内容の位置づけ

原則として、優先交渉権者が提案した技術提案内容は請負契約で定める業務水準となるが、本施設の維持管理・運営にあたり支障が生じることが懸念される内容がある場合は、町は当該技術提案内容の一部を請負契約で定める業務水準としない場合がある。

また、審査委員会において、一次審査通過者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、契約締結の段階で、審査委員会が提示した意見を踏まえて、技術提案内容を改善することが不可欠であると町が判断し、優先交渉権者との間で合意した場合には、改善した技術提案内容を業務水準とする。

■表3 実績審査項目

審査項目	評価基準	配点
1 .経営事項審査(i)		(5)
総合評定値(P点)	1,900点以上	5
	1,700点以上、1,900点未満	3
	1,500点以上、1,700点未満	1
	1,300点以上、1,500点未満	0
2 .設計業務に関する実績(ii)		(10)
(1)企業の実績	過去10年間で、出力1MW以上の太陽光発電設備の設置工事に係る設計業務を完了した実績3件を有する。	5
	上記実績2件を有する。	3
	上記実績1件を有する。	1
(2)管理技術者の実績	過去10年間で、出力1MW以上の太陽光発電設備の設置工事に係る設計業務において、管理技術者として従事した実績 ^{注1)} 2件を有する。	5
	上記実績1件を有する。	3
	上記実績を有さない。	0
3 .工事監理業務に関する実績(iii)		(10)
(1)企業の実績	過去10年間で、出力1MW以上の太陽光発電設備の設置工事に係る工事監理業務を完了した実績3件を有する。	5
	上記実績2件を有する。	3
	上記実績1件を有する。	1
(2)管理技術者の実績	過去10年間で、出力1MW以上の太陽光発電設備の設置工事に係る工事監理業務において、管理技術者として従事した実績を2件有する。	5
	上記実績1件を有する。	3
	上記実績を有さない。	0
4 .整備工事業務に関する実績(iv)		(10)
(1)企業の実績	過去10年間で出力1MW以上の太陽光発電設備の設置工事一式に係る施工実績3件を有する。	5
	上記実績2件を有する。	3
	上記実績1件を有する。	1
(2)監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)又は	過去10年間で、出力1MW以上の太陽光発電設備の設置工事一式に係る監理技術者等または現場代理人として従事した実績2件を有する。	5

【添付 A 2】

現場代理人の実績	上記実績1件を有する。	3
	上記実績を有さない。	0
5 .地域精通度(v)		(25)
施工実績	過去10年間で、双葉郡における電気設備工事(新設)に係る施工実績を有する。(福島第一原子力発電所構内を除く)	10
	上記実績を有さない。	0
設計実績	過去10年間で、双葉郡における電気設備工事(新設)に係る設計実績を有する。(福島第一原子力発電所構内を除く)	5
	上記実績を有さない。	0
まちづくり計画の実績	過去10年間で、双葉郡内における公的機関が発注したまちづくり計画を完了した実績を有する。	10
合計点		60

注1) 管理技術者の実績については、監理技術者と同等に業務全体を管理・統括する役割を果たした実績も対象とできるものとする。

注2) 配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することも出来る。(ただし、配置予定の技術者ごとに配置予定技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る評価点とする。)

注3) 監理技術者等と現場代理人をそれぞれ別の者が従事する場合には、個別に記載すること。監理技術者等と現場代理人をそれぞれ別の者が従事する場合には2者の平均を評価点とする。

注4) 公的機関について、国、地方公共団体、独立行政法人及び公益社団法人とする。

■表4 技術提案審査項目

項目	主な評価の着眼点・評価基準	配点
特定送配電事業に係る技術的所見(vi)	下野上地区で特定送配電事業の意義・目的について記述されている。	5
	当該地区における特定送配電事業について、系統連系に関する留意事項とその対応策が記述されている。	30
	その他、特定送配電事業に関する自社実績に基づく提案を記述している。	20
エネルギーマネジメントに係る技術的所見(vii)	当該地区の公共建築物はZEB・ZEH認証取得に向け、創エネ設備導入を予定する。公共建築物の創エネ設備活用に関する留意事項と技術的見解が記述されている。	30
	当該地区の民間建築物においても、自助努力として創エネ設備を導入する可能性がある。民間建築物の創エネ設備に関する留意事項と技術的見解が記述されている。	30
	今後、町が選定する事業運営受託者が特定送配電事業を実施するにあたり、円滑に業務を実施するための提案が記述されている。	15
地域の防災力向上に係る技術的所見(viii)	当該地区の公共建築物に対しては、自営線を介して非常用電源の供給を予定する。非常用電源供給に関する留意事項と技術的見解が記述されている。	30
ゼロカーボンに係る地域貢献に関する提案(ix)	当該地区はスマートコミュニティ・RE100産業団地の形成によって、ゼロカーボントウンの先進地を目指す。本事業を通じたゼロカーボンに係る地域貢献として、情報発信や調査研究推進に貢献する提案が記述されている。	20
合計点		180